健康管理システム等標準化検討会(第1回) 令和3年11月12日 【資料5】

健康管理システム等標準化における 論点について

事務局提出資料

1. 論点の整理の方向性について

○ 地方自治体システム実態調査の結果を踏まえ、標準化の検討を行う上での前提について整理を行った。

前提とする考え方

- ▶「健康管理業務」は、住基、税、国保、年金といった法律に細かく規定されたいわゆる基幹系業務ではなく、障害者福祉業務、生活保護業務や介護保険業務のような、インプット(例:申請書)とアウトプット(例:決定通知書・受給者証等)がある申請主義でもなく、妊婦、新生児から高齢者に至るまで「すべての住民の健康を守る」という役割が非常に広義な業務である。
- ▶ 地方自治体において地域特性を踏まえ、住民サービスや健康意識の向上を図るため創意工夫を凝らし、様々な運用で住民サービスを展開している。加えて、地方自治体では、健康なコミュニティづくり及び地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることを目的に、様々な運用で住民サービスを展開しているため、標準化により住民サービスの低下につながらないことを大前提としながら、住民サービスのさらなる向上に資するものとする必要があると考えられる。
- ▶ 健康管理における標準化対象外に整理された事業の中には、標準化範囲内の事業と密接に関わる事業が多々あるものと考えられる。住民サービスや、運用の利便性、効率性を考えた場合、標準化対象外ではあるもののガバメント・クラウドへの構築が求められる事業であると考えられるため、地方自治体の運用やベンダーのシステム範囲を加味しながら検討する必要がある。

2. 論点の整理の方向性について

○ 地方自治体システム実態調査の結果を踏まえ、標準化の検討を行う上での論点について整理を行った。

論点

▶ システムアーキテクチャとの関連性について

企業や健保が実施する職域保健に対し、自治体が実施する健康管理は、地域保健という名称の通り、地域の実情に基づいて効果的効率的な保健事業を展開することが求められている。データヘルス計画においても、地域ごとの健康課題を抽出し、それに応じた対策を行っていくことが求められており、糖尿病や高血圧、各種がん検診など地域の実情に応じた事業展開を実施していることから、自治体ごとに健康課題や対応策も異なり多種多様なニーズが求められている。

地域住民がその生活基盤の中で自らの健康の保持増進を図れるように必要な保健技術を地域社会に見合った形で、組織的に提供している地域特性運用があることから、システムにバラつきがある現状の中で標準化を行う場合、汎用的に管理項目を制御できる仕組みや、帳票様式、印字項目を変更可能とする仕組み等のシステムアーキテクチャを無視することができないことが分かってきた。データ要件、帳票様式等の固定化を鑑みた場合、どこまで健康管理にその考え方が合致するか、また住民サービスの低下を招かないためには、システムアーキテクチャも論点の一つとして検討を行う必要がある。

▶ 標準化対象機能の整理について

先行するシステム標準化業務においては、地域情報プラットフォーム標準仕様の機能一覧に示されている機能を基本方針として検討している。健康管理業務においては、様々な地域特性を鑑みた運用がされていることから、地域情報プラットフォーム標準仕様の機能一覧に示された内容以外に運用している事業はないのか、といったことも考慮した上で、基本方針を検討していく必要がある。

▶ 標準化対象団体について

地方自治体(全ての市区町村)の利用を前提として検討を行いながら、健康増進事業においては、「都道府県は市町村が実施する健康増進事業に対して必要な援助を行うものとする」とされていることから、<mark>都道府県事務についても標準化対象団体とするべきか検討を行う必要がある。</mark>

➤ 法改正等による標準化対象機能の整理について

標準仕様書1.0版の決定 R4.8

標準仕様書の改版

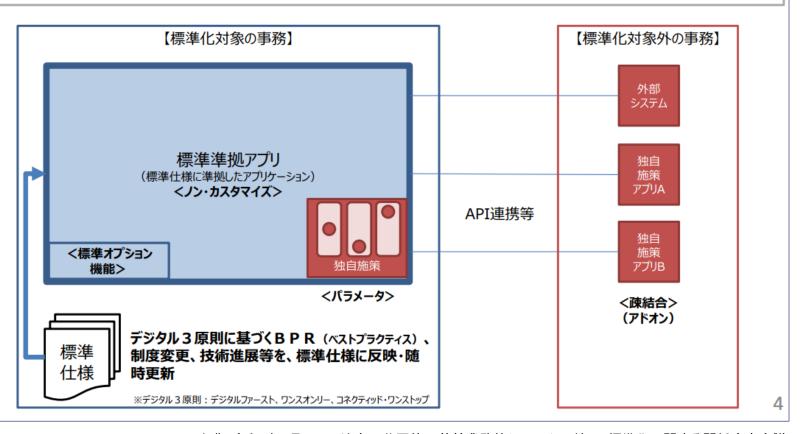
仮にこの期間で法改正等があった場合は、以降の改版で反映する。

システム標準化の目的を達成するため、健康管理においても標準仕様書の策定を行うが、前提事項、論点を十分に踏まえた上で、検討を行う必要がある。

3. アプリケーション実装方式の考え方

地方公共団体の基幹業務アプリケーションの目指す姿

- 「標準化対象の事務」について標準仕様を作成し、**標準準拠アプリはカスタマイズをしないこと(ノン・カスタマイズ)を徹底**すると同時に、標準仕様は、**デジタル3原則に基づくBPRのベストプラクティスを反映・随時更新**することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準化対象外の事務」については、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、標準準拠アプリとは別に、標準準拠アプリとは 疎結合した形で別に構築(アドオン)し、標準準拠アプリとAPI連携等により連携する。



出典:令和3年9月22日 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議 資料4 地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について より

4. システムアーキテクチャとの関連性について

- 標準化対象機能等について、主な特徴を踏まえた上で整理を行った。
- 前項のとおり、地方自治体において独自に創意工夫を凝らしながら業務を推進している現状を踏まえた場合、そもそも標準化に 合致しない事務もあるのではないか、という意見が地方自治体からあがっているが、システムアーキテクチャによっては標準化対 応が可能であるとも考えられる。要件毎にシステムアーキテクチャを整理した上で、標準化対象事務を選定する必要がある。

代表的な要件		標準化におけるシステムアーキテ クチャ(推察)	地方自治体における創意工夫運用の事例
市町村拡張事業		パラメータで追加可能 ※データ要件	・地方自治体における拡張事業の実施
市町村 拡張運用	対象年齢の拡張	パラメータで変更可能	・国で定められた対象年齢の引き下げや引き 上げ運用の実施
	指針以外の検査項目	汎用項目、汎用選択肢の搭載がパラメータで変更・追加可能 ※データ要件	・医学研究、大学研究等を目的として、国で定められた検査項目以外の検査の実施・各種問診票における自治体独自の問診項目の実施
帳票様式		ユーザ操作により、表示項目を自由に選択可能であり、かつ印字位置を自由に設定できる機能を有すること ※帳票要件	・国から省令様式や参考様式が示されている 帳票がほぼ無いため、地方自治体それぞれ で、効果的な印字内容を検討しレイアウトを作 成している。 代表的な帳票例) 成人:受診券、結果通知、受診勧奨、 母子:乳幼児健診受診票、訪問指導票 予防:予診票、接種の記録

標準化の指針により、いずれかの要件が対応不可となる場合は、標準化にそぐわない事業であるといった整理を行う必要もあると考えられるため、今後の検討会で検討する。

5. 標準化対象機能の整理について①

- 地方自治体システム実態調査等の結果、健康管理システムでは、地域情報プラットフォーム標準仕様の機能一覧に示されている 事業の大半がシステム化されており、事業者もパッケージシステムとして機能提供していることを確認できた。
- 標準化等が可能な機能範囲を検討していく上では、地域情報プラットフォーム標準仕様の機能一覧に示されている以下の機能を 一つの軸として検討していくことは、妥当性があるものと考えられる。 <自治体業務アプリケーションユニット標準仕様より抜粋>

機能一覧		業務名
		健康管理
機能(レベル01)	機能(レベル02)	機能説明
19.1 成人検診	19.1.1 検診管理	検診の申込情報、基本健診、肝炎検査、がん検診、骨粗しょう症検診、歯科歯周疾患の受診情報、基本チェックリストを管理 する。また健診結果に伴う通知の発行、受診者の一覧作成等を行う。
19.2 母子保健管理	19.2.1 妊産婦健診管理	母子手帳交付情報および妊婦健診・産婦健診の受診情報を管理する。また健診等に伴う通知の発行、受診者の一覧作成等 を行う。
	19.2.2 乳幼児健診管理	出生時の情報および各種乳児健診・幼児健診の受診情報を管理する。また健診等に伴う通知の発行、受診者の一覧作成等 を行う。
	19.2.3 母子保健指導管理	教室の申込情報、妊婦および産婦・乳幼児への教室事業、相談事業、訪問事業の実施情報を管理する。また、各事業の実施 に伴う通知の発行、受講者の一覧作成等を行う。
19.3 予防接種管理	19.3.1 乳幼児予防接種管理	未就学児から就学児の予防接種の接種状況を管理する。また、予防接種の実施に伴う通知の発行、台帳の作成等を行う。
	19.3.2 高齡者予防接種管理	高齢者インフルエンザ等の成人予防接種の接種状況を管理する。また、予防接種の実施に伴う通知の発行、台帳の作成等を 行う。
19.4 訪問・相談・教室管理	19.4.1 訪問相談記錄管理	教室の申込情報、成人(妊婦・産婦を除く)への教室事業、相談事業、訪問事業の実施情報を管理する。また、各事業の実施 に伴う通知の発行、受講者の一覧作成等を行う。
19.5 統計•報告	19.5.1 実績報告	国・都道府県への報告資料の作成を行う。
	19.5.2 分析	任意の条件による集計の作成を行う。
	19.5.3 情報提供	他業務へ情報提供を行う。

- 一方で健康管理システムでは地域情報プラットフォーム標準仕様の範囲外でシステム機能として求められるものがある。
- 健康管理の事業内容が地方自治体の裁量に委ねられており、地域の実情等を鑑みた住民サービス向上のため、地方自治体が 創意工夫をしているものであることや、医学研究、大学研究等を目的とした自治体拡張検査項目を実施していることから、標準化 等の機能範囲を整理する上では、それらを妨げることがないように留意が必要な内容と言える。
- これらについて次項に代表的な内容を記載した。

6. 標準化対象機能の整理について②

事 │ 地域情報プラットフォーム標準仕様の範囲外でシステム機能として求められる代表的な事例や 業 │ 地方自治体における創意工夫事業の代表的な事例

成 地域情報プラットフォーム標準仕様に定められた検診と併せて、経年的な健診結果の管理を行う上で健康管理システムでの管理が必要となる 検診がある。また、同時に事務処理を行うケースもある。(対象者の抽出、受診券の同時出力等)

【例】特定健診、特定保健指導、後期高齢者の健康診査、後期高齢者の保健指導、若年健康診査等

地域特性により実施している検診や、実施団体が多い検診

【例】福岡県:原爆被爆者二世の健診、福島県:甲状腺がん検診、北海道:キタキツネが主な感染源であるエキノコックス検診等

自治体独自施策による検診

【例】前立腺がん検診、子宮体がん検診、卵巣がん検診、肝臓がん検診、口腔がん検診、皮膚がん検診、喉頭・咽頭がん検診等

健康増進法で指針が示されている事業において、対象年齢の拡張や指針以外の検査項目で、実施しているケース。

地域情報プラットフォーム標準仕様に定められてはいないが、母子保健法に定められている事業。

【例】産後ケア事業、養育医療

地域情報プラットフォーム標準仕様に定められておらず、児童福祉法で定められている事業であるが、大半の地方自治体での運用実態として母子保健として運用されているケース。【例】乳児家庭全戸訪問事業

地域情報プラットフォーム標準仕様に定められてはいないが、副本連携で必須情報として定められている3~4か月児健診。

健診の問診項目などで、児童虐待防止に資する項目を、過去事例を基に地方自治体の創意工夫で設けている。

実施団体が多い健診 【例】新生児聴覚スクリーニング検査

母子保健法で指針が示されている事業(例:1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査)において、対象年齢の拡張や指針以外の検査項目で、 実施しているケース。

子ども・子育て支援システム標準化検討会にて標準化対象とするか要検討とされている事業で、母子保健事業とも密接に関わる事業。 【例】乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【例】おたふくかぜワクチン、小児インフルエンザワクチン

予防接種法で定められている対象年齢範囲外ではあるが、地方自治体独自に費用助成を行っているケース。

国策による全国的な対象者管理、接種情報管理が求められるケース 【例】臨時接種

予防接種

検診

母子

保

健

6

7. その他の論点等について

○ これまでの論点以外にも、検討や対応が必要事項を纏めた。

概要	検討・対応事項		
地方自治体区分等によるシステム化対象機能・範囲の差異について	地方自治体システム全数調査アンケートの結果、特定の地方自治体区分でのみ実施している事務や、障害者福祉部門で実施している事務があった。これらの事務については、標準化等を検討する上では留意すべき事項である。 【例】指定都市、中核市における、小児慢性医療費助成、指定難病医療費助成、特定不妊治療費助成に関する事業の管理		
本調査研究事業以外での検 討状況を踏まえた整理	住民記録システム、及び第1グループの標準化等の検討における成果	標準仕様の範囲や検討過程、今後のスケジュールを踏まえて検討を行う必要がある。	
	データヘルス時代の母子保健情報 の利活用に関する検討会	最低限電子化すべき情報等が整理されていることから、健康管理の 標準仕様にも取り入れながら、検討を行う必要がある。	
	データヘルス改革に関する工程表 と連動した検討	データヘルス改革工程表に基づく自身の保健医療情報を閲覧できる 仕組みの整備状況を踏まえて、健康管理の標準仕様の検討を行う必 要がある。	
	デジタル庁における、データ要件・ 連携要件検討状況	デジタル庁で検討されるデータ要件・連携要件に関する諸課題、成果 を密に連携しつつ標準仕様を定めていく必要がある。	
	予診票電子化の調査研究(乳幼児 定期予防接種)	予防接種の予診票をデジタル化する調査研究事業の状況を踏まえて 検討を行う必要がある。	